



四 気 折 々

川越町立川越中学校
学校だより第6号
令和4年5月17日

四気＝川越中校訓 「やる気 ほん気 こん気 げん気」

学校教育目標 『 自立した生徒の育成 -自律・調和・創造- 』のもと

学校教育ビジョン 「安全で安心できる学校」

命の大切さについて 『1学期 避難訓練』を通して・・・



いざという時に備えて・・・5月16日(月) 帰り学活後、コロナ禍で約1年間実施できなかった、本年度第1回目の「避難訓練」を実施しました。今回は南海トラフ地震における「地震と津波の発生」を想定した訓練でした。まずは、「想定1：地震発生」。各教室から1次避難場所であるグラウンドまでの移動・整列・点呼・報告の全校完了時間が「6分台」でした。昨年度との比較はできませんが、様々な課題が残るものになりました。校長からの講評では厳しい言葉かもしれませんが、まず1番に「やり直し」という言葉を使いました。この言葉のあとには、「**いざという時には、やり直しはきかない**」という趣旨の話をしました。

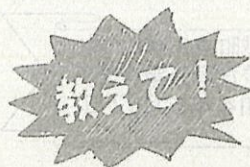
今回の目的は、「災害時に安全に迅速(じんそく)に避難できるようにする。～避難経路と避難時のポイントを確認する～」です。タイムはもちろんですが、その時に必要な行動はどうであったのかを考えると、せっかく整列・点呼ができていのにおしゃべりをしている様子や、どのように整列したらよいかわからずにいる様子などから考えると、全体としては満足できるものではなかったと思います。すべてのクラスができていないのではなく、みんな頑張っている。しかし、「**自分の大切な命を守るための行動**」「**他者の大切な命を守るための行動**」を考えたとき、まだまだできることはいっぱいあると思います。

先生たちも見直しへ・・・生徒たちだけの問題ではなく、私たち教職員も今回の避難訓練から、見直すべき課題も出てきました。生徒たちの整列・点呼・報告が遅くなったのはなぜか？現在の避難経路は移動時に込み合って安全・安心は保たれていたのか？教師側の指示は適切で的確であったのか？各学年ごとに意見をまとめ、今回の避難訓練の課題を整理していきます。「明日、大地震が来るかもしれない・・・」。

すべては、いざという時に備えて・・・。

昨日の避難訓練前、『緊急対応』を要する内容が発生。そんな中『**全校生徒は冷静に落ち着いた行動・授業**』ができました。生徒と先生方に感謝しかありません。

保護者の皆様にも、昨日「すぐーる」にて緊急の連絡をしましたが、短縮日課の昼食開始40分前にデリバリー給食業者が配送時に誤っておかずが落下という事態が発生。カレーなら12時45分には運べるとのこと。そのため、急きょ4限目のあとに5限目を13時10分まで実施。昼食時間を13時15分からにする日課に急きょ変更。そんな緊急時にも、全校生徒はその状況をしっかりと理解し、5限目の授業をすべてのクラスが先生とともに「冷静に落ち着いた様子」でしっかりと取り組んでくれていました。地震や津波などの緊急時には、予定通りや時間通りにいかないことが発生します。このような適切でしっかりとした行動ができる川越中生であってほしいと思います。

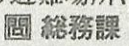


知らないと命の危険も…

避難場所 と避難所 の違い

東日本大震災の教訓を今後に生かすため、災害対策基本法の一部が改正され、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定の期間避難生活を送る「指定避難所」を明確に区別し、市町村がそれぞれ指定するように定められたことを受けて、川越町では、次の施設を指定しています。

川越町から避難勧告や避難指示が発令された場合は、状況に応じて緊急避難または避難できるように、日頃から避難場所や避難方法等を確認しておきましょう。

また、防災行政無線等でお知らせする避難場所、避難所の開設情報にもご注意ください。
 総務課 TEL 366・7113

指定緊急避難場所 は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、風水害時や津波などの異常現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設です。

	施設名	所在地	災害の種類		
			風水害	地震	津波
1	当新田地区公民館	朝日町縄生1142-1	○※1	○	×
2	北福崎地区公民館	北福崎45-1	○※1	○	×
3	亀須地区公民館	亀須新田278-5	○※1	○	×
4	亀崎地区公民館	亀崎新田83-6	○	○	○
5	上吉地区公民館	高松1301	○※1	○	×
6	南福崎地区公民館	南福崎405	○※1	○	×
7	豊田一色地区公民館	豊田一色320	○※1	○	×
8	豊田地区公民館	豊田927-1	○※1	○	×
9	高松地区公民館	高松380-1	○※1	○	×
10	天神地区公民館	豊田373-2	○※1	○	×
11	川越町総合体育館	亀崎新田77-546	○	○	○
12	川越北小学校	豊田一色69	○※1	○	○※2
13	川越南小学校	高松258	○※1	○	○※2
14	川越中学校	豊田一色67	○※1	○	○※2
15	川越町いきいきセンター	豊田一色314	○※1	○	○※2
16	川越町あいあいセンター	豊田一色314	○※1	○	○※2
17	川越町水防倉庫(当新田地区)	当新田816-4	—	—	○※2
18	川越町役場	豊田一色280	—	—	○※2
19	三重県北勢沿岸流域下水道北部浄化センター管理本館	亀崎新田80-2	○	○	○
20	三重県立川越高等学校	豊田2303-1	○※1	○	○※2

1. 「×」は、その災害時には避難場所に適さないもの。21 豊田水防倉庫(豊田826-1) 津波 0※2
2. 「—」は、災害の性状から避難場所に適さないもの。
3. ※1は、災害の状況によっては避難場所が2階以上になります。
4. ※2は、津波で浸水する区域に立地しているため、3階以上のRC(鉄筋コンクリート造)またはSRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)の構造を有している建物で、避難場所が2階以上になります。ただし、川越町水防倉庫の避難場所は、屋上になります。

指定避難所 は、災害により自宅で生活ができなくなった被災者が一定期間生活する施設です。

	名 称
1	当新田地区公民館
2	北福崎地区公民館
3	亀須地区公民館
4	亀崎地区公民館
5	上吉地区公民館
6	南福崎地区公民館
7	豊田一色地区公民館
8	豊田地区公民館
9	高松地区公民館
10	天神地区公民館
11	川越町総合体育館
12	川越北小学校
13	川越南小学校
14	川越中学校
15	川越町あいあいセンター
16	三重県立川越高等学校

※上記の指定避難所は、災害の状況または建物の被災状況によっては開設しない場合があります。

福祉避難所 は、大規模な災害が発生した場合に、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある方など何らかの特別な配慮を必要とする方が適切な支援が受けられるよう一般の避難所とは別に設ける施設で、川越町の福祉避難所は、次のとおりです。

名 称
川越町いきいきセンター

次号 学校だよりNo.7では、『学(まな) v i v a (びば)』として【1年3組 道徳授業】を紹介します。